

札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱

平成 18 年 9 月 29 日
保健福祉局理事決裁

最近改正 令和 4 年 3 月 30 日

（目的）

第 1 条 重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業は、札幌市内に居住地を有する在宅の重度障がい者（児）及び難病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に定める疾病。以下同じ。）患者等（以下「障がい者等」という。）に対し、特殊寝台、特殊マット等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付し、もって日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（用具の種目、給付の対象者及び基準額）

第 2 条 給付の対象となる用具及び性能の要件は、別表 1 の「種目」欄、「性能」欄にそれぞれ掲げるとおりとし、対象者の要件は、障がい者等のうち、別表 1 の「対象者」欄にそれぞれ掲げるとおりとする。ただし、別表 1 に定める用具のうち、歩行補助つえ、頭部保護帽、保護ブーツ、携帶用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器、人工喉頭、ストーマ用装具、収尿器については病院、施設等に入院、入所中であっても給付の対象とする。

- 2 給付基準額については、別表 1 にそれぞれ掲げるとおりとする。
- 3 給付する用具を具体的に決定するにあたっては、「消費税法施行令第 14 の 4 の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（平成 3 年厚生省告示第 130 号）及び「消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成 3 年 9 月 26 日社更第 199 号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局衛生課長通知）も参考とすること。
- 4 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表 1 の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない

場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能や障がい状況の変化により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能等の場合若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障がい者等の用具の使用効果を飛躍的に向上させる場合に限り、再給付することが可能であるものとする。

なお、当該期間中及び期間経過後において、利用者の故意過失により修理不能となった場合は再給付を制限するものとする。

(事務担当機関)

第3条 用具の給付に関する事務は、用具の給付を受けようとする障がい者等及びその扶養義務者の居住地を管轄する保健福祉部が行うものとする。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を希望する者（給付の対象者又はこれを現に扶養する者）は、次の各号の書類を対象者の居住地を管轄する保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）に提出しなければならない。ただし、第3号については保健福祉部長が認めたときは省略することができる。

- (1) 申請書（様式1 *ストーマ用装具については様式2）
- (2) 用具見積書（様式自由 札幌市と本事業に関して委託契約を締結している事業者（以下、単に「事業者」という。）が発行したものに限る）
- (3) 当該年度分（4月から6月にあっては前年度分）の市町村民税の額を証明できるもの及び本人の収入が把握できるもの。

(給付の制限)

第5条 別表1の給付要件を満たす障がい者等であっても、介護保険法に基づく福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費の支給対象者については、介護保険と重複する種目に関しては、この事業による給付を受けることができない。また、その他の法令に基づく給付であって、この事業による給付に相当するものを受けができるときも同様とする。

2 納付を受けようとする障がい者等本人又は住民基本台帳上の同一世帯員（障がい者等本人が18歳以上の場合は、本人及び同一世帯員である配偶者

に限る。) のうち、最多納税者の市町村民税所得割の額（地方税法附則第5条の4に基づく住宅借入金等特別税額控除及び地方税法第314条の7に基づく寄附金税額控除前の所得割額をいう。）が46万円以上の場合は、別表1の給付要件を満たす場合であっても、この事業による給付を受けることができない。

(調査)

第6条 保健福祉部長は、申請書の提出があったときは、当該対象者の経済状況、身体状況、家庭環境及び住宅状況等を必要に応じて実地に調査するものとする。

(給付の決定)

第7条 保健福祉部長は、申請書及び調査内容等をもとに審査し、給付適否の決定を行うものとする。

2 審査の結果、給付の可否については、札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱（以下「共通要綱」という。）に定める決定通知書（共通様式8）又は却下通知書（共通様式11）により当該申請者に通知するものとする。

また、給付決定者については、日常生活用具給付券（様式3）を交付するものとする。

(費用の負担)

第8条 用具の給付を受けた者（18歳未満の者にあってはその保護者）は、別表2の区分により、用具の給付に要する費用の1割を原則として負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、用具の給付に要する費用の1割が別表2に定める月額上限負担額を超える場合は、当該月額上限負担額を負担するものとする。

3 利用者は、必要な用具の給付を受ける都度、前項の規定による負担額を直接事業者に支払うものとする。

(検収等)

第9条 保健福祉部長は、事業者が給付対象者に用具を納品した時には、用具の検収（確認）を行うとともに、給付後においてもその適正な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等により指導すること。

(費用の請求及び支払)

第10条 用具の給付に要する費用の支払いは、次によるものとする。

- (1) 事業者は、給付決定者に用具を納品したときは、日常生活用具給付券を添え、本市の負担する額を市長に請求するものとする。なお、事業者は納品前に給付決定者より給付券を受け取り、本市に請求を行ってはならない。
- (2) 前号の本市の負担する額は、必要な用具の購入に要する費用（居宅生活動作補助用具（住宅改修費）にあっては、当該用具の購入に要する費用の他改修工事に係る費用も含む。）から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接事業者に支払うべき額を控除した金額とする。
- (3) 市長は、上記請求に基づき日常生活用具給付券に定める範囲内においてその都度支払うものとする。

(用具の管理)

第11条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与又は担保に供してはならない。

- 2 用具の給付を受けた者は、当該用具を良好に、かつ、最善の注意義務をもって管理・使用し、維持又は修理に要する経費を負担しなければならない。
- 3 保健福祉部長は、用具の給付を受けた者が、前2項の規定に反したときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。また、その者の日常生活用具に係る以後の給付申請を制限することができる。

(費用の返還)

第12条 保健福祉部長は、偽りその他不正行為によって、この要綱による給付を受けた者があるときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。また、その者の日常生活用具に係る以後の給付申請を制限することができる。

(台帳の整備)

第13条 保健福祉部長は、当該事業の運営状況を明らかにするため、重度障がい者（児）等日常生活用具給付台帳（様式4）を整備するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 札幌市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱、札幌市聴覚障害者用ファクス等給付事業実施要綱、札幌市聴覚障害者用ファクス等給付事業実施要領、札幌市在宅重度身体障害者（児）自助具給付事業実施要綱（以下、「旧要綱要領」という。）は、この要綱施行後は廃止する。
- 3 この要綱の施行日前に、旧要綱により盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として視覚障害者用ポータブルレコーダーは給付対象外とする。
- 4 この要綱の施行日前に、旧要綱により聴覚障害者用ファクス等の給付を受け、給付日より5年に満たない者は、原則として聴覚障害者用通信装置（ファクス等）は給付対象外とする。
- 5 この要綱の施行日前に、札幌市障害者（児）情報バリアフリー化支援事業実施要綱に基づく補助金交付の決定を受け、決定日より5年に満たない者は、原則として情報・通信支援用具は給付対象外とする。
- 6 この要綱の施行日前に、北海道の「障害者情報バリアフリー化支援事業実施要綱」に基づく補助金の交付決定を受け、決定日より5年に満たない者は、原則として情報・通信支援用具は給付対象外とする。
- 7 別表1で定める基準にかかわらず、ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者（治癒困難な腸瘻がある者で腸瘻周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者を含む）又は二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害のある者で、洗腸装具等の用具類を必要とする者に対してはストーマ用装具に代えて、洗腸装具、脱脂綿、サラシ、ガーゼの給付を行うことができるものとする。なお、その際の基準額は12,000円とする。
- 8 別表1で定める基準にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で平成18年9月30日の時点での病院、施設等に入院、入所中であり、身体障害者福祉法又は児童福祉法に基づく補装具交付修理制度において、ストーマ用装具に代えて紙おむつの交付を受けていた者であって、引き続き入院、入所中の者に対しては、ストーマ用装具に代えて、紙おむつの給付を当面の間行うことができるものとする。なおその際の基準額は6,500円とする。

- (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者で、紙おむつを必要とする者
- (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする者
- (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする者
- (4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつを必要とする者

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に、札幌市難病患者等居宅生活支援事業実施要綱に基づく日常生活用具の給付を受け、決定日から起算して、この要綱に定められた同等の用具の耐用年数に満たない者は、原則として同等の用具は給付対象外とする。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に、旧要綱により特殊マットの給付を受け、給付日より5年に満たない者は、原則として褥瘡防止マットは給付対象外とする。

別表 1

区分	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	<p>①下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上である身体障がい者（児）であり、原則として学齢児以上の者であつて、寝返り、起き上がり、立ち上がり等が困難な者</p> <p>②難病患者等であつて、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者</p>	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（本体と一緒に交付する場合に限り、基準額内で付属品としてテーブル及びサイドレールを給付することができる）	154,000	8年	非課税
	特殊マット	<p>(特殊マット)</p> <p>次のいずれかの要件を満たしている者</p> <p>ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定された障がいの程度が重度又は最重度である者で、原則として3歳以上の者</p> <p>イ 下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上である身体障がい児で、原則として3歳以上の者</p> <p>ウ 下肢又は体幹機能障がいの程度が1級である身体障がい者（常時介護を要する者に限る）</p> <p>エ 難病患者等であつて、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者</p>	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600	5年	※褥瘡防止マットとの併給はできない
		<p>(褥瘡防止マット)</p> <p>次のいずれかの要件を満たし、褥瘡を発症している者又はそのおそれがある者</p> <p>ア 下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上である身体障がい児で、原則として3歳以上の者</p> <p>イ 下肢又は体幹機能障がいの程度が1級である身体障がい者（常時介護を要する者に限る）</p> <p>ウ 難病患者等であつて、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者</p>	褥瘡防止のためのものであつて、次のいずれかに該当するもの ア エアーマットと送風装置からなるもの イ 特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	85,000	5年	※上記特殊マットとの併給はできない
	特殊尿器	<p>①下肢又は体幹機能障がいの程度が1級である身体障がい者（児）であつて、原則として学齢児以上の者（常時介護を要する者に限る）</p> <p>②難病患者等であつて、自力で排尿できず、ADL「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者</p>	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	67,000	5年	非課税

介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上であり、入浴に介護を要する身体障がい者（児）であって、原則として3歳以上の者	障がい者（児）を担架に乗せたまま容易に入浴させることができるもの（ただし、移動用リフトのスリングシートを除く）	82,400	5年	
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上であり、下着交換等に当たって他人の介助を要する身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上者の者 ②難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者	障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	15,000	5年	非課税
	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として3歳以上の者 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいがあり、ADL「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、介助者が身体障がい者（児）又は難病患者等を移動・入浴させるに当たって容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他の住宅改修を伴うもの、立ち上り補助椅子及び段差解消機を除く）	182,100	4年	非課税
自立生活支援用具	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能に障がいを有し、入浴に介助を必要とする身体障がい者（児）であって、原則として3歳以上の者 ②難病患者等であって、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの（例：入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ等）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うもの（注4）及び入浴用リフトを除く。	90,000	8年	
	ポータブル便器	①下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上者の者 ②難病患者等であって、常時介護を要する状態にあり、ADL「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者	障がい者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	28,300	8年	

自立生活支援用具	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、自力での移動が困難な身体障がい者（児）	木材又は軽金属製で障がい者が容易に使用し得るもの（補装具費の支給対象となるものを除く）。10月～3月の冬期間に限り、必要に応じてアイスピック（基準額1,000円）をつけることができる。	3,600	3年	
	移動・移乗支援用具	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい者（児）であって、原則として3歳以上の者 ②難病患者等であって、下肢が不自由で、ADL「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、簡易昇降便座、補高便座等の用具であること。 ア 障がい者（児）又は難病患者等の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うもの（注4）を除く。	60,000	8年	
	頭部保護帽	次のいずれかの要件を満たしている者 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 イ 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、頻繁に転倒する身体障がい者（児） ウ てんかんを事由とした精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者で、転倒の恐れがある者	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	18,000	3年	非課税
	特殊便器	①次のいずれかの要件を満たしている者 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者 イ 上肢障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者 ②難病患者等であって、上肢機能に障がいのある者	障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもので、温水・温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	102,100	8年	
	火災警報器	次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者 イ 総合等級2級以上の身体障がい者（児） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8年	

自立生活支援用具	自動消火器	<p>①次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。</p> <p>ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者</p> <p>イ 総合等級2級以上の身体障がい者（児）</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>②難病患者等であって、身体機能の低下又は視力の障がいにより消火活動が困難で、ADL「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消し得るもの</p>	28,700	8年	
	電磁調理器	<p>次のいずれかの要件を満たしている者</p> <p>ア 視覚障がいの程度が2級以上である身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）</p> <p>イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であって、18歳以上の者</p>	<p>視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの</p>	30,000	6年	
	歩行時間延長 信号機用小型送信機	<p>視覚障がいの程度が2級以上である身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者</p>	<p>視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの</p>	7,000	10年	非課税
	聴覚障害者用 屋内信号装置	<p>聴覚障がいの程度が2級である身体障がい者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であり、現に所有していない場合に限る）</p>	<p>音声及び言語を視覚、触覚で知覚できる装置を備えており、取扱いが容易なもの（注3）</p>	87,400	10年	非課税

自立生活支援用具	保護ブーツ	下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上であり、車いすを利用している身体障がい児であって、原則として3歳以上の者	足部の保護及び保温をする性能を有し、容易に着脱することができるもの	15,000	3年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がいの程度が3級以上である身体障がい者（児）であって、自己連続携行式腹膜灌流法（C A P D）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度を保つもの	51,500	5年	非課税
	ネブライザー	①呼吸器機能障がいの程度が3級以上又はこれと同程度の障がいを有する総合等級3級以上の身体障がい者（児）であって、安全・適切に使用できる介助者がいる者 ②難病患者等であって、次のいずれかの要件を満たしている者 ア 呼吸器機能に障がいがある者 イ 総合等級4級以上である身体障がい者（児）で医師が器具の常備を必要と認めた者	障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000	5年	
	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障がいの程度が3級以上又はこれと同程度の障がいを有する総合等級3級以上の身体障がい者（児）であって、安全・適切に使用できる介助者がいる者 ②難病患者等であって、次のいずれかの要件を満たしている者 ア 呼吸器機能に障がいがある者 イ 総合等級4級以上である身体障がい者（児）で医師が器具の常備を必要と認めた者	障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400	5年	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行う身体障がい者	障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの	17,000	10年	

在宅療養等支援用具	盲人用体温計 (音声式)	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者(児)であつて、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000	5年	非課税
	盲人用体重計 (音声式又は触読式)	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	18,000	5年	非課税
	パルスオキシメーター	<p>①次のいずれかの要件を満たしており、かつ、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者 ア 呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいを有する身体障がい者(児) イ アと同程度の障がいを有する身体障がい者(児)であつて、医師が必要と認めた者</p> <p>②難病患者等であつて、人工呼吸器の装着が必要であり、かつ、常時精密なデータの管理を必要とする等、医師が器具の常備が必要であると認めた者</p>	<p>①障がい者(児)が容易に使用し得るもの(注1) ②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するなど、難病患者等が容易に使用し得るもの(注1)</p>	① 42,000 ② 157,500	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がいを有する又は肢体不自由である身体障がい者(児)であつて、発声・発語に著しい障がいを有する者で、原則として学齢児以上の者	<p>ア 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの</p> <p>イ タブレット端末上で動作するアプリケーションソフトであつて、アと同等の機能を有するもの。必要に応じてキーガード及びキーガード固定器具(基準額31,500円)をつけることができる。</p>	ア 99,800 イ 13,500	5年	ア 非課税
	情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢障がいの程度が2級以上の身体障がい者(児)であつて、情報機器(パソコンコンピュータ)を操作するにあたり、障がいの特性に応じた周辺機器及びソフト等を必要とする者で、原則として学齢児以上の者	視覚障がい又は上肢障がいがあることにより、必要となる周辺機器及びソフト等であつて、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	100,000	5年	
	点字ディスプレイ	視覚障がいの程度が2級以上である身体障がい者(児)であつて、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500	6年	非課税

情報・意思疎通支援用具	点字器	視覚障がいを有する身体障がい者（児）であつて、必要と認められる者	ア 標準型　　点字板と定規と点筆を組み合わせて使用する両面書真鍮板製若しくは点字板と定規が一体となったものと点筆を組み合わせて使用する両面書プラスチック製であつて、標準規格の点字用紙（191mm×258mm）に点字を書くことができるもの イ 携帯用　　点字板と定規が一体となったものと点筆を組み合わせて使用するもので、携帯して使用することができるもの	ア 10,000 イ 7,000	ア 7年 イ 5年	非課税
	点字タイプライター	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であつて、原則として学齢児以上の者（本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	63,100	5年	非課税
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であつて、原則として学齢児以上の者	ア 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの イ 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	ア 85,000 イ 48,000	6年	非課税
	視覚障害者用音声I C タグレコーダー	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であつて、原則として学齢児以上の者	視力に障がいを有する者の物の識別を容易にする製品であつて、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、I C タグその他の集積識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するものであつて、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	59,800	5年	非課税
	視覚障害者用活字読み上げ装置	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であつて、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声情報に変換して、出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800	6年	非課税

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障がいを有する身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上、又は下に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。ただし、本装置を使用しても文字等を読むことができない視覚障がい者（児）に対しては、音声読み上げ機能も付加されたもの	198,000	8年	非課税
	視覚障害者用 緊急地震速報受信ラジオ	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で現に所有していない場合に限る）	点字表記及び操作を音声で読み上げる機能を有するもので、緊急地震速報の受信に伴い自動的に電源が入り、地上デジタル放送の音声及びAM/FMラジオ放送を受信する機能を有する機器	29,000	5年	
	盲目用時計	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、15歳以上の者（本人が現に所有していない場合に限る）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	10,300	10年	非課税
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がいの程度が3级以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者（ただし、同一世帯内に既に給付されている場合を除く）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	18,800	5年	
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がいを有する身体障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（原則として、同一世帯内に一台の給付に限る）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900	6年	非課税

情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声機能又は言語機能障がいを有する身体障がい者(児)であって、本装置により意思疎通が可能となる者	ア 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの イ 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池及び充電器を含む）	70,100	ア 4年 イ 5年	非課税
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	次のいずれかの要件を満たしている者 ア 人工肛門、人工膀胱を造設した者又は治癒困難な腸瘻がある者であって、人工肛門、人工膀胱又は治癒困難な腸瘻から排便・排尿処理を行っている身体障がい者(児) イ 高度の排尿機能障がいを有する身体障がい者(児)であって、常時カテーテルにて導尿を行っている者	ア ストーマ用装具（消化器系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。別表1の2に定める付属品を含む。 イ ストーマ用装具（尿路系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップの付いたものであって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。別表1の2に定める付属品を含む（ただし、導尿用のカテーテルは除く）。	ア 9,400 イ 12,400	一	非課税
	収尿器	ぼうこう機能障がいを有する身体障がい者(児)で、排尿処理を行うことが困難な者	ア 男性用 収尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの イ 女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（普通型）若しくはポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの（簡易型）	8,500	1年	非課税
住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	①次のいずれかの要件を満たしている者 ア 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の障がい程度が3級以上である身体障がい者(児)であって、学齢児以上の者 イ 特殊便器への取替えをする場合に限り、上肢障がいの程度が2級以上の身体障がい者(児)であって、学齢児以上の者 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいがあり、ADL「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者	障がい者(児)又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（新築は除く）。賃貸住宅にあっては家主の改修許可が得られる場合に限る（退去時の原状回復費用は対象外）。	200,000	一	

(注)

- 対象者のうち、①②の両方に該当している者は、①を優先とする。（パルスオキシメーターを除く。パルスオキシメーターの性能・基準額については、対象者欄と同番号のみ該当）
- 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 入浴補助用具及び移動・移乗支援用具について、居宅生活動作補助用具の給付対象者以外の者に給付する際には、設置にあたり、取付費用を必要とする場合は、取付費用を含むものとする。

(日常生活用具給付事業実施要綱 別表1の2)

給付対象となるストーマ用装具の付属品

1	練状皮膚保護剤
2	粉状皮膚保護剤
3	板状皮膚保護剤
4	用手成形皮膚保護剤
5	固定用ベルト
6	固定用テープ
7	コンベックスインサート
8	剥離剤（リムーバー）
9	皮膚被膜剤（スキンバリア）
10	レッグバッグ
11	ナイトドレーナージバッグ
12	パウチカバー
13	ストーマ用はさみ
14	消臭・潤滑剤

※ 上記付属品と同等の形状及び機能等を備えているものについては給付対象とする。

別表2 市町村民税所得割額算定基準

- 1 市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の税率は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する標準税率（6%）を用いる。
- 2 地方税法附則第5条の4又は同法附則第5条の4の2に基づく住宅借入金等特別税額控除及び地方税法第314条の7に基づく寄附金税額控除前の所得割額をいう。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表 2 の 2 費用徴収基準

所得区分	月額負担額	月額負担上限額
生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) 及び当該年度分の市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
一般世帯 (当該年度分の市町村民税課税世帯)	利用額の 1 割	37,200 円 (ストーマ用装具にあっては 3,100 円)

備考

- 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。
- 2 この表において「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯をいう。ただし、給付を受けようとする障がい者本人が 18 歳以上の場合は、本人及び住民基本台帳上の同一世帯員である配偶者に限るものとする。
- 3 この表において「利用者本人の収入」とは、前年（1 月から 6 月にあっては前々年）の公的年金等の収入金額、前年（1 月から 6 月にあっては前々年）の合計所得金額、前年（1 月から 6 月にあっては前々年）に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額をいう。
- 4 4 月から 6 月までの月分の徴収額に係る所得区分の認定を行うときは、この表中の「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。
- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付受給世帯の所得区分認定については、この表中の被保護世帯と見なして取扱う。
- 6 自己負担額を算出するにあたり、用具の給付に要する費用に 1 割を乗じた後に 10 円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。